

議案第十六号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十四年三月十一日 議決日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「手数料」の下に「徴収」を加える。

第一条（見出しを含む。）を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条第一項の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第二条（見出しを含む。）を次のように改める。

（手数料の額等）

第二条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

2 土地にあつては三筆まで、家屋にあつては三棟までをもつて一件とし、一筆又は一棟を増す毎に十円を加算する。

- 3 閲覧は、一簿冊一回で一件とする。
 - 4 証明、謄本及び抄本は、一枚で一件とする。ただし、住民票の写については、同一世帯で同時に二人以上の証明を求める場合に限り、二人目から一人増す毎に一件とせず二十円を加算する。
- 第三条を次のように改める。

第三条 削 除

附則の次に次の別表を加える。

別表

手数料の種類	金額
(1) 公簿、図面の閲覧	件につき三十円
(2) 印鑑に関する証明	件につき五十円
(3) 不動産に関する証明	件につき五十円
(4) 諸税に關する証明	件につき五十円
(5) 身分に關する証明	件につき五十円
(6) 住民票の写	件につき五十円
(7) 戸籍の附票の写	件につき五十円
(8) 死亡診断書、死体検案書及び死産証書の謄本	件につき五十円
(9) その他の証明等	件につき五十円

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。